

令和8年 6月 25日	資料 1 - 2
第8回匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の 提供に関する専門委員会	

# 障害福祉DBの利用に関するガイドラインの改正案について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan  
Children and Families Agency, Government of Japan

# 障害福祉DBの利用に関するガイドラインの改正案（概要）

## 趣旨

---

- 利用者の利便性向上の観点から、審査に係る手続のうち簡素化が可能なものについての見直し及び表現の正確化・明確化など可読性向上のための見直しを行う。
- 他の公的DB等との連結利用に際し、手続・審査基準等について整合を図るため、先行するNDBガイドラインの変更箇所について、同様の観点から見直しを行う。

## 主な改正内容

---

- ① 手続の簡素化 ..... P.3
  - 研究成果の公表先・公表時期の変更に係る手続の一部を不要とする修正
- ② NDBガイドライン 第3. 1版における変更箇所の反映 ..... P.4~8
  - 倫理審査委員会の審査が不要となる場合の明確化
  - 誓約書及び依頼書の提出期限の明確化
  - 公表前確認依頼のメール送信を行う端末についての安全管理上の注意の追記
  - 公表前確認の依頼に関する注意の追加
  - 最小集計単位の原則について、基準人口の明確化
  - 法令・契約違反の場合の措置において、利用を停止する対象を明確化
- ③ その他 ..... P.9
  - ガイドライン改正の適用について

## ① 手続の簡素化

### 研究成果の公表先・公表時期の変更に係る手続の一部を不要とする修正

新（第1.1版）	旧（第1版）
第3 障害福祉DBデータの提供申出手続 5 提供申出書の記載事項 (7) 成果の公表予定	第3 障害福祉DBデータの提供申出手続 5 提供申出書の記載事項 (7) 成果の公表予定
障害福祉DBデータの提供を受けた場合、研究成果を広く一般に公表しなければならないことから、予定している全ての公表方法（論文、報告書、学会、研究会等）、公表先（学会誌やウェブサイト等）、公表内容、公表予定時期について具体的に記載すること。 なお、何らかの理由により研究成果を公表できなかった場合、本ガイドライン「第7の4 研究成果が公表できない場合の取扱」に沿った手続をすること。	障害福祉DBデータの提供を受けた場合、研究成果を広く一般に公表しなければならないことから、予定している全ての公表方法（論文、報告書、学会、研究会等）、公表先（学会誌やウェブサイト等）、公表内容、公表予定時期について具体的に記載すること。 なお、何らかの理由により研究成果を公表できなかった場合、本ガイドライン「第7の4 研究成果が公表できない場合の取扱」に沿った手続をすること。 <b>また、研究の状況により、公表先や公表時期を変更する場合、変更に係る手続きを行うこと。</b>
第5 提供申出／変更申出が承諾された後の手続 5 提供申出書の記載事項等に変更が生じた場合 (1) 専門委員会の審査を要しない変更	第5 提供申出／変更申出が承諾された後の手続 5 提供申出書の記載事項等に変更が生じた場合 (1) 専門委員会の審査を要しない変更
iii) 成果の公表形式を変更する場合 <b>（ただし、公表先の変更又は公表予定時期の変更に限られる場合を除く）</b>	iii) 成果の公表形式を変更する場合 <b>（例：公表する学会誌の変更等）</b>

- 公表する学会誌等は、申出書類に記載された予定から変更されることが頻繁にあり得るが、現行のガイドラインの下では、職名等変更届出書（様式7）を用いた変更の届出を行う必要がある。  
 他の公的DBでは、利用者のニーズを受け、公表先・公表時期の変更については変更の届出を不要としている場合もあり、障害福祉DBにおいても、利用者の負荷軽減のため、この手続を不要とする変更を行いたい。
  - なお、実際の公表先や公表時期については、研究成果の公表後3ヶ月以内の提出が必要となっている利用実績報告書（様式12）でも把握することができる。

## ② NDBガイドライン 第3. 1版における変更箇所の反映 (1/5)

### 倫理審査委員会の審査が不要となる場合の明確化

新 (第1. 1版)	旧 (第1版)
<p>第3 障害福祉DBデータの提供申出手続 1 あらかじめ確認すべき事項</p> <p>特別抽出又は定型データセットを希望する場合は、<b>提供申出者が公的機関のみ又は公的機関及び同機関からの委託を受けた者のみであって政策活用を目的とする場合</b>を除き、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の適用下に倫理審査委員会の審査を受けること。</p>	<p>第3 障害福祉DBデータの提供申出手続 1 あらかじめ確認すべき事項</p> <p>特別抽出又は定型データセットを希望する場合は、<b>公的機関による政策活用の場合</b>を除き、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の適用下に倫理審査委員会の審査を受けること。</p>
<p>第3 障害福祉DBデータの提供申出手続 6 提供申出書とともに提出する書類 (2) 倫理審査に係る書類</p> <p>特別抽出又は定型データセットを希望する場合は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の適用下に倫理審査委員会の審査を受け、結果通知書の写しを提出すること。(中略)ただし、提供申出者が<b>公的機関のみ又は公的機関及び同機関からの委託を受けた者のみであって政策活用</b>を目的とする場合、倫理審査委員会の審査は不要である。</p>	<p>第3 障害福祉DBデータの提供申出手続 6 提供申出書とともに提出する書類 (2) 倫理審査に係る書類</p> <p>特別抽出又は定型データセットを希望する場合は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の適用下に倫理審査委員会の審査を受け、結果通知書の写しを提出すること。(中略)ただし、提供申出者が<b>公的機関とその委託先のみであって政策活用</b>を目的とする場合、倫理審査委員会の審査は不要である。</p>

## ② NDBガイドライン 第3. 1版における変更箇所の反映 (2/5)

### 誓約書及び依頼書の提出期限の明確化

新 (第1. 1版)	旧 (第1版)
<p>第5 提供申出／変更申出が承諾された後の手続 1 依頼書の提出</p> <p>第4の4の承諾通知書を受けた提供申出者は、当該通知に係る障害福祉DBデータの提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した依頼書を提出すること。再抽出を伴う変更申出の承諾後も同様である。  <b>[脚注]</b>。  <b>[脚注] 承諾から1年以内に依頼書が提出されない場合、申出が取り下げとなる。</b></p>	<p>第5 提供申出／変更申出が承諾された後の手続 1 依頼書の提出</p> <p>第4の4の承諾通知書を受けた提供申出者は、当該通知に係る障害福祉DBデータの提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した依頼書を提出すること。再抽出を伴う変更申出の承諾後も同様である。</p>
<p>第5 提供申出／変更申出が承諾された後の手続 2 誓約書の提出</p> <p>提供申出者及び取扱者全員が利用規約の内容を確認し、遵守する旨を記載したうえで、記名した誓約書を提出すること（押印や紙媒体での提出は不要）<b>[脚注]</b>。なお、遵守内容が書類上明確になるように、利用規約及び誓約書は一体として提出すること。取扱者の追加を伴う変更申出の場合も本書式を提出すること。  <b>[脚注] 承諾から1年以内に誓約書が提出されない場合、申出が取り下げとなる。</b></p>	<p>第5 提供申出／変更申出が承諾された後の手続 2 誓約書の提出</p> <p>提供申出者及び取扱者全員が利用規約の内容を確認し、遵守する旨を記載したうえで、記名した誓約書を提出すること（押印や紙媒体での提出は不要）。なお、遵守内容が書類上明確になるように、利用規約及び誓約書は一体として提出すること。取扱者の追加を伴う変更申出の場合も本書式を提出すること。</p>

## ② NDBガイドライン 第3. 1版における変更箇所の反映 (3/5)

### 公表前確認依頼のメール送信を行う端末についての安全管理上の注意の追記

新 (第1. 1版)	旧 (第1版)
第6 障害福祉DBデータ利用上の安全管理措置等 2 安全管理措置 (4) 技術的な安全管理措置 ③ 不正アクセス対策	第6 障害福祉DBデータ利用上の安全管理措置等 2 安全管理措置 (4) 技術的な安全管理措置 ③ 不正アクセス対策
障害福祉 DB データ等が存在する PC やサーバー等の情報システム機器は、インターネット、学内 LAN、院内 LAN 等を含む外部ネットワークに接続しないこと (公表前確認時のメール送信を除く <b>[脚注]</b> )。  <b>[脚注] 利用者が公表前確認を依頼する際は専用の端末を使用することを推奨するが、通常の端末を使用する場合はウイルス対策やファイアウォール等の一定のセキュリティレベルを確保した上で取扱者以外がアクセスできないよう機密性を確保した端末を用いて、取扱いに細心の注意を払うこと。</b>	障害福祉 DB データ等が存在する PC やサーバー等の情報システム機器は、インターネット、学内 LAN、院内 LAN 等を含む外部ネットワークに接続しないこと (公表前確認時のメール送信を除く)。

### 公表前確認依頼に関する注意の追加

新 (第1. 1版)	旧 (第1版)
第7 研究成果等の公表 1 研究成果の公表	第7 研究成果等の公表 1 研究成果の公表
利用者は、障害福祉 DB データによる研究成果を、提供申出書に記載した公表時期、方法に基づき公表すること。公表前に、公表予定の研究成果 (最終生成物) を提供者へ報告し、確認・承認を求めること (以下「公表前確認」という。)。 <b>公表前確認には一定の時間がかかるため、特に多数の確認を依頼する際は余裕をもって依頼を行うこと。</b>	利用者は、障害福祉 DB データによる研究成果を、提供申出書に記載した公表時期、方法に基づき公表すること。公表前に、公表予定の研究成果 (最終生成物) を提供者へ報告し、確認・承認を求めること (以下「公表前確認」という。)

## ② NDBガイドライン 第3. 1版における変更箇所の反映 (4/5)

### 最小集計単位の原則について、基準人口の明確化

新 (第1. 1版)	旧 (第1版)
第7 研究成果等の公表 2 公表物の満たすべき基準 (1) 最小集計単位の原則	第7 研究成果等の公表 2 公表物の満たすべき基準 (1) 最小集計単位の原則
<p>i) 障害者及び障害児の数の場合</p> <p>原則として、成果物において障害者及び障害児の数が10未満になる集計単位が含まれていないこと（ただし障害者及び障害児の数が「0」の場合を除く）。また、集計単位が市町村の場合には、以下のとおりとする。</p> <p>① 人口2,000人未満の市町村では、障害者及び障害児の数を表示しないこと。</p> <p>② 人口2,000人以上 25,000人未満の市町村では、障害者及び障害児の数が20未満になる集計単位が含まれないこと。</p> <p>③ 人口25,000人以上の市町村では、障害者及び障害児の数が10未満になる集計単位が含まれないこと。</p> <p><b>なお、原則として抽出対象期間における人口を基準とする。</b></p>	<p>i) 障害者及び障害児の数の場合</p> <p>原則として、成果物において障害者及び障害児の数が10未満になる集計単位が含まれていないこと（ただし障害者及び障害児の数が「0」の場合を除く）。また、集計単位が市町村の場合には、以下のとおりとする。</p> <p>① 人口2,000人未満の市町村では、障害者及び障害児の数を表示しないこと。</p> <p>② 人口2,000人以上 25,000人未満の市町村では、障害者及び障害児の数が20未満になる集計単位が含まれないこと。</p> <p>③ 人口25,000人以上の市町村では、障害者及び障害児の数が10未満になる集計単位が含まれないこと。</p>

## ② NDBガイドライン 第3. 1版における変更箇所の反映 (5/5)

### 法令・契約違反の場合の措置において、利用を停止する対象を明確化

新 (第1. 1版)	旧 (第1版)
<p>第9 障害福祉DBデータの不適切利用への対応 2 契約違反と措置内容</p> <p>提供者は、障害福祉DBデータの利用に関し、法令や契約違反等の疑いがあった場合には、速やかに利用者に連絡し、原則として、利用の停止を求めるものとする。</p> <p>その上で、利用者及び取扱者が、法令や契約違反を行った場合には、その内容に応じて、当該利用者及び取扱者に対し、専門委員会の意見を踏まえ、以下の対応を行う。取扱者のみに以下の対応を行う場合は、専門委員会の意見を踏まえ、利用者に対し、取扱者に対して行う当該対応の内容について通告し、必要な注意を求める。</p> <p>i) 障害福祉DBデータの速やかな返却並びに障害福祉DBデータ等の消去を行わせること。</p> <p>ii) 別表の各号の要件に応じて、一定の期間又は期間を定めずに、<b>障害福祉DBデータ等の</b>利用を停止すること。</p> <p>iii) 障害福祉DBデータの提供の申出を受け付けないこと。</p> <p>iv) 障害福祉DBデータを利用して行った研究や業務の成果の公表を行わないこと。</p> <p>v) 所属機関や氏名を公表すること。</p>	<p>第9 障害福祉DBデータの不適切利用への対応 2 契約違反と措置内容</p> <p>提供者は、障害福祉DBデータの利用に関し、法令や契約違反等の疑いがあった場合には、速やかに利用者に連絡し、原則として、利用の停止を求めるものとする。</p> <p>その上で、利用者及び取扱者が、法令や契約違反を行った場合には、その内容に応じて、当該利用者及び取扱者に対し、専門委員会の意見を踏まえ、以下の対応を行う。取扱者のみに以下の対応を行う場合は、専門委員会の意見を踏まえ、利用者に対し、取扱者に対して行う当該対応の内容について通告し、必要な注意を求める。</p> <p>i) 障害福祉DBデータの速やかな返却並びに障害福祉DBデータ等の消去を行わせること。</p> <p>ii) 別表の各号の要件に応じて、一定の期間又は期間を定めずに、利用を停止すること。</p> <p>iii) 障害福祉DBデータの提供の申出を受け付けないこと。</p> <p>iv) 障害福祉DBデータを利用して行った研究や業務の成果の公表を行わないこと。</p> <p>v) 所属機関や氏名を公表すること。</p>

### ③ その他

#### ガイドライン改正の適用について

新（第1.1版）	旧（第1版）
第12 ガイドラインの施行期日 本ガイドラインは、 <b>令和8年8月24日</b> から施行する。	第12 ガイドラインの施行期日 本ガイドラインは、 <b>令和7年12月1日</b> から施行する。

- 本改正の内容は、手続の簡素化、ガイドラインの記載内容の正確化・明確化を図るものであるため、特段の経過措置を設けることなく、ガイドライン施行後における全ての障害福祉DBデータの申出及び利用において、本改正内容を適用とすることとした。
- 提供申出を希望する提供申出者への影響を小さくするため、施行日については、本年12月に開催される個別審査の申出締切日である令和8年10月23日の2か月前（※）に設定した。  
（※）申出の事前相談については、一般に1～2か月程度を要するため、提供申出者への影響が小さくなるように2か月前とした。